

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

歯科医院名	早川歯科医院
所在地	長野市南県町１０４１－３ 新建新聞社第三ビル３階
代表者名	早川 毅
電話番号	026-235-3100

2. 事業所概要

事業所の名称	早川歯科医院
指定事業所番号	2030137992
指定事業の種別	居宅療養管理指導
所在地	長野市南県町１０４１－３ 新建新聞社第三ビル３階
責任者	早川 毅
電話番号	026-235-3100
サービス提供地域	当院から１６km圏内

3. 事業所の職員体制

歯科医師	１名
歯科衛生士	２名
歯科助手・受付	１名

4. 診療時間

営業時間	月から金曜9時30分から19時
休日	

5. サービス内容

歯科医師による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
歯科衛生士による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導を行います。

6. 費用

(ア) 居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅介護管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれませんのでご安心ください。

【居宅療養管理指導費】

※1 単位＝10 円

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	517 単位（月 2 回を限度として）
	単一建物居住者 2 名～9 名	487 単位（月 2 回を限度として）
	単一建物居住者 10 名以上	441 単位（月 2 回を限度として）
歯科衛生士等 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	362 単位（月 4 回を限度として）
	単一建物居住者 2 名～9 名	326 単位（月 4 回を限度として）
	単一建物居住者 10 名以上	295 単位（月 4 回を限度として）

【訪問診療を月 2 回実施した場合の 1 カ月あたりの自己負担額の目安】

※自己負担割合 1 割の場合

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	1,034 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	974 円
	単一建物居住者 10 名以上	882 円
歯科衛生士等 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	724 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	652 円
	単一建物居住者 10 名以上	590 円

※自己負担割合 2 割の場合

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	2,068 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	1,948 円
	単一建物居住者 10 名以上	1,764 円
歯科衛生士等 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	1,448 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	1,304 円
	単一建物居住者 10 名以上	1,180 円

※自己負担割合 3 割の場合

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	3,102 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	2,922 円
	単一建物居住者 10 名以上	2,646 円
歯科衛生士等 居宅療養管理指導費	単一建物居住者 1 名	2,172 円
	単一建物居住者 2 名～9 名	1,956 円
	単一建物居住者 10 名以上	1,770 円

(イ) 交通費（訪問診療・往診 1 回につき）

クリニック（医院）からご自宅までの自動車走行距離 1km につき 0 円（消費税込み）を片道分、徴収させていただきます。